

東京都北区公衆喫煙所設置費等助成要綱実施細目

(主旨)

第1 この細目は、東京都北区公衆喫煙所設置費等助成要綱（令和2年11月13日2北環環第2576号。以下「要綱」という。）の実施に必要な事項を定める。

(維持管理経費助成対象細目)

第2 要綱別表第1維持管理経費の項に規定する助成対象経費の内容は、次のとおりとする。

(1) 空気清浄機の賃借料及び保守料

喫煙所内に設置した空気清浄機の賃借料及び保守料に係る経費を助成対象経費とする。（例 空気清浄機のリース代、フィルタ交換代、修繕費）

(2) 電気代

喫煙所に係る電気代が、次のア又はイに掲げる場合に依り、当該ア又はイに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 電気メーター等から個別に算出できる場合 個別に算出した喫煙所に係る電気代の金額

イ 電気メーター等から個別に算出できない場合 店舗全体の電気代の金額に店舗全体の床面積に占める喫煙所の床面積の割合を乗じて得た金額

(3) 火災保険料

次のア又はイに掲げる場合に依り、当該ア又はイに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 喫煙所に係る部分のみを補償対象とする火災保険の場合 当該保険料の金額

イ 喫煙所を含む店舗全体を補償対象とする火災保険の場合であって、喫煙所に係る部分とその他の部分の保険料の区分が明確なとき 当該保険料の喫煙所に係る分の金額

(4) 清掃・ごみ処理委託費

喫煙所にかかる清掃・吸い殻のごみ処理にかかる経費であって、次のアからウまでに掲げる場合に依り、当該アからウまでに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 店舗全体の清掃・ごみ処理委託費と明確に分かれている場合 喫煙所の清掃・吸い殻のごみ処理にかかる経費の金額（例 喫煙所部分の清掃を清掃業者に委託した場合の当該委託に係る経費）

イ 店舗全体の清掃・ごみ処理委託費と明確に分かれていない場合であって、喫煙所を含む店舗の清掃を清掃業者等に委託しているとき 店舗全体の清掃・吸い殻のごみ処理にかかる経費の金額に店舗全体の床面積に

占める喫煙所の床面積の割合を乗じて得た金額

ウ 従業員が店舗全体の清掃活動の一環として喫煙所の清掃を行う場合
喫煙所清掃に使用した消耗品の購入に要した金額（例 喫煙所の清掃にかか
る洗剤、スポンジ等の購入費）

（５）賃料

喫煙所に係る賃料が、次のアからウまでに掲げる場合に依り、当該アか
らウまでに掲げる金額を助成対象経費とする。

ア 喫煙所に係る部分のみの賃料場合 当該賃料の金額

イ 喫煙所を含む店舗全体の賃料の場合 喫煙所に係る部分とその他の部
分の賃料の区分が明確なとき 当該賃料の喫煙所に係る分の金額

ウ 喫煙所を含む店舗全体の賃料の場合 喫煙所に係る部分とその他の部
分の賃料の区分が明確に分かれていないとき 店舗全体の賃料の金額に
店舗全体の床面積に占める喫煙所の床面積の割合を乗じて得た金額

（６）その他

上記以外で、喫煙所の維持管理に必要な経費が発生し、維持管理経費と
して申請を希望する場合は、事前に区に相談すること。

付 則

この細目は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この細目は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。